

平成29年度 市税改正のあらまし

平成29年度地方税法等の主な改正

個人住民税

○個人市民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(平成31年度課税分から)

配偶者特別控除について、所得控除の要件となる配偶者の給与収入金額の適用範囲を103万円超201万円以下(現行:103万円超141万円未満)とします。また、給与収入金額が1,120万円を超える納税者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が逡減する仕組みを設けます。

【現行の控除額】

(単位:万円)

		配偶者の給与収入										
		103万円以下	105万円未満	110万円未満	115万円未満	120万円未満	125万円未満	130万円未満	135万円未満	140万円未満	141万円未満	141万円以上
控除の種類		配偶者控除	配偶者特別控除									なし
納税者本人の給与収入	1,220万円以下	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	-
	1,220万円超	33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

【改正後の控除額】

(単位:万円)

		配偶者の給与収入										
		103万円以下	150万円以下	155万円以下	160万円以下	167万円以下	175万円以下	183万円以下	190万円以下	197万円以下	201万円以下	201万円超
控除の種類		配偶者控除	配偶者特別控除									なし
納税者本人の給与収入	1,120万円以下	33	33	33	31	26	21	16	11	6	3	-
	1,170万円以下	22	22	22	21	18	14	11	8	4	2	
	1,220万円以下	11	11	11	11	9	7	6	4	2	1	
	1,220万円超	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

○県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲

(平成30年度課税分から)

県費負担教職員の給与負担等の権限が神奈川県から本市へ移譲されることに伴い、個人住民税所得割の税率2%相当分が税源移譲されます。

個人住民税所得割の税率

	現 行	改正後
県民税	4%	2%
市民税	6%	8%

軽自動車税

○軽四輪など(三輪以上の軽自動車)に関するグリーン化特例の見直し

(平成29年4月1日から平成31年3月31日までの取得分に適用)

平成29年3月31日で期限切れを迎える軽自動車税に関するグリーン化特例について、対象車を見直した上で2年間延長します。

	現行(1)		改正案(2)	
	軽乗用車	軽貨物車	軽乗用車	軽貨物車
おおむね 75%軽減	電気自動車等	電気自動車等	電気自動車等	電気自動車等
おおむね 50%軽減	平成32年度 燃費基準 +20%達成車	平成27年度 燃費基準 +35%達成車	平成32年度 燃費基準 +30%達成車	平成27年度 燃費基準 +35%達成車
おおむね 25%軽減	平成32年度 燃費基準	平成27年度 燃費基準 +15%達成車	平成32年度 燃費基準 +10%達成車	平成27年度 燃費基準 +15%達成車

(1)電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る

(2)電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る

【参考】特例措置を適用した場合の標準税率(例)

車種区分	標準税率	75%軽減	50%軽減	25%軽減
四輪以上の 自家用乗用車	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円